

令和4年度第6回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和4年10月24日(月) 10時開会 11時22分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 17名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）

(2) 鳥取県経営支援課
 岩美町農業委員会
 琴浦町農業委員会
 農業会議

倉益、熊谷、山根、岡田、中嶋

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	<p>(午前10時)</p> <p>定刻になりましたので、ただ今より令和4年度第6回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。本日の常設審議委員の出席は、21名中17名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、小林会長に挨拶をお願いいたします。</p>
2 会長挨拶	<p>皆様おはようございます。農業会議の小林でございます。開会に当たりましてご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>本日、令和4年度第6回常設審議委員会を開催致しましたところ、皆様にはご多用のところ出席を賜わり誠に有難うございます。</p> <p>さて、10月に入り鳥取県の新型コロナウイルス感染症の新たな感染者数が昨日までに3,921名となっております。月ごとの感染者推移を見ますと、4月～6月は計7,197人、4月2,901人、5月2,881名、6月1,415名でありましたが、7月に入り、12,086名、8月25,591名と大幅に増加し、9月に8,808名と減少傾向ではありますが、終息には至っていない状況であります。</p> <p>また、22年産米の9月25日現在の予想収穫量、全国の作況指数100で前年実績比4.3%減の約670万トで、需給均衡へ国が示す適正生産量を0.7%下回りました。作付面積は約125万haと、農水省が生産数量目標配分を止めた18年産以降、適正量を面積ベースでは初めて達成したと発表がありました。</p> <p>また、農水省は20日、2023年産の主食用米の需要に見合った適正生産量を669万トに設定され面積維持で需給均衡を図ったとされております。</p> <p>また、近年の地球温暖化に伴う気象危機は農畜産物の収量や品質に影響を与え、食料安全保障を脅かす重大なリスクとなっております。</p> <p>しかし、本年は年平均気温が全国的に高く推移し、米は収量や品質低下の原因となる白未熟粒が31県域で発生。鳥取県に於いてもこの</p>

<p>事務局</p>	<p>影響とカメムシの被害で収量や品質低下が検査結果に現われております。また、暑さに弱い乳用牛は19県域で乳量や乳成分が低下したと言われております。温暖化による農畜産物の収量や品質の低下は、食料安全保障を揺るがし、国民全体の問題であります。日本の食料の自給率はカロリーベースで38%。政府は30年度までに45%に上げる目標を掲げておりますが、達成には温暖化対策が避けて通れない状況であります。</p> <p>去る10月13日都道府県農業会議会長会議が開催され、コロナ過のため、ウェブ会議で参加致しましたが、特に5月20日に改正農業経営基盤強化法一括法が成立し、改正内容の説明が主要でありました。この取組みにつきましては、各市町村農業委員会へ向け、研修会等開催し、事業取組みが図れるよう支援をして行かなければなりません。協議内容は、農業委員会組織を巡る情勢について、特に農業経営基盤強化促進法等の一部改正と農業委員会の役割を初め、令和5年度農林・農委関係予算概算要求、税制改正要望等、併せ5項目にわたって協議がなされました。この内容につきましては、情報提供の都道府県農業会議会長会議のところで事務局より内容説明をさせていただきます。</p> <p>それに併せ、我が国の農業は、農業者の高齢化や耕作放棄地の増加、担い手の育成・確保、環境負荷低減にも配慮した食糧生産など課題が山積しており、農業者の経営基盤を強化するとともに持続可能な地域農業の構築を目指して行かなければなりません。</p> <p>なお、本日の常設審議委員会に於きましては、報告事項1件、審議事項は、農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について、岩美町2件、琴浦町1件であり十分な審議をお願いします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 議事録署名人の選任 議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>濱田委員(鳥取市農業委員会会長)、長谷川委員(湯梨浜町農業委員会会長)の両名を指名いたします。</p>
<p>4 報告事項 議長</p> <p>県経営支援課</p>	<p>日程に基づき、報告事項です。</p> <p>(1) 先月、先々月の農地転用許可状況について県から報告願います。</p> <p>(資料1により説明)</p>

<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>5 議 事 議 長</p> <p>事務局</p> <p>岩美町農委 事務局</p>	<p>議事に入ります。 議案第1号を説明下さい。</p> <p>それでは、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は、第5条案件で、3件、2件が岩美町、1件が琴浦町の意見聴取案件です。 また、説明の後、現地調査の報告をお願いしたいと思います。 それでは岩美町農業委員会より説明いただきます。</p> <p>岩美町農業委員会事務局長の■■■■と申します。先ほど説明がありましたように岩美町から案件が2件ございます。いずれも民間業者が岩美町■■■■の田を売買により取得致しまして、それぞれ、集合住宅や建築条件付の売買予定地として転用するものでございます。詳細につきましては担当から説明を致させますので、よろしく願いいたします。</p> <p>岩美町農業委員会事務局■■■■と申します。よろしく願いいたします。では、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは農地法第5条に基づく転用案件について説明をさせていただきます。</p> <p>説明に入る前に1点お詫びを申し上げます。今回転用地の形状の関係で、図面資料を全て北側が左側になっています。その関係でP15の用排水系統図が文字が反転して見づらくなっておりますことをお詫び申し上げます。申し訳ありません。</p> <p>まず1件目の概要としては、■■■■の田を売買により取得、転用し、■■■■を行うものです。</p> <p>はじめに資料1ページをご覧ください。 申請のありました農地の所在は、■■■■ ■■■■合計9,037㎡です。 申請地の位置については、資料4ページの位置図をご覧ください。</p> <p>■■■■</p> <p>1ページ戻りまして、申請人は、譲受人、転用事業者が■■■■ ■■■■です。譲渡人は、■■■■ ■■■■で権利の内容は、売買による所有権移転です。都市計画区分は、非線引き都市計画区域です。</p> <p>以降については、「30aを超える事案説明資料」でご説明いたしますので資料2ページをご覧ください。土地の所在については先ほどご説明した通りです。2の現在の営農状況についてですが、申請地を含めて周辺はほ場整備された田で、現在は、認定農業者に貸し付けら</p>

れ耕作されています。なお、現在の耕作者に向けては転用計画を検討され始めた1年ほど前から説明会を開催する等、説明をつくり今回の転用について理解をいただいた上で同意書を取得しています。

次に転用目的ですが、[]です。必要性等については、申請地は岩美町の[]であり、周辺には公共施設や学校、商業地、住宅の多い土地であり、今回転用計画している[]としての環境に適しており、地域住民の利便性の向上が見込めるため整備を希望するものです。

次に5番の立地基準です。あわせて資料P5の中間図をご覧ください。農地区分は[]

[]となります。なお、中間図には周辺農地のうち農振農用地を緑色で示しております。

許可根拠については[]ですので原則許可としております。

営農条件ですが、引き続きあわせて中間図をごらんください。申請地を含めて周辺農地は、ほ場整備された農地となっています。申請地の北側は農業用水路を挟んで田、南側は農業用水路を挟んで田となっています。こちらの南側の農地は次にご説明する案件ですが、[]として転用事業を計画中です。[]

農業用水路を挟んで2級河川[]

また、[]

代替地については、今回計画した規模の[]するために必要な広さがある土地は農地以外になく、周辺環境が商[]として適しており、所有者、耕作者の同意が得られた申請地の他に適当な土地はないものと考えております。

続いて6番の一般基準として、まず他法令許可です。農振除外の手続きについては、9月2日付で中間告示を行い、10月16日までが異議申立期間となっておりますが異議がありませんでしたので本協議の準備中です。また、都市計画法第29条の開発行為許可申請は事前協議済みです。

規模の妥当性ですが、6ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請農地9,037㎡に[]

しその他は、[]を設ける予定となっております、その利用計画の内容は適正であると考えられます。

3番、営農及び被害防除計画等の措置についてはP7～P10造成計画関係図面、P11、P12側溝関係図、P13、P14L型擁壁関係図、P15、16用排水系統図、をあわせてご覧ください。P8～P10断面図で示していますが、申請地は56cm～1.12mの盛土造成を行い、東側、南側、北側にL型擁壁を設置し土砂の流出を防ぎます。使用するL型擁壁の断面図等についてP14に掲載しておりますのでご確認ください。

雨水は、P16用排水系統図2をご覧ください。青い線で記載しています。申請地内に新設する道路側溝を通じて、中央道路側に新設する道路側溝及び北側の既存水路へ放流します。使用する側溝についての断面図をP12にのせておりますのでご確認ください。

なお、雨水排水の流量については、開発行為許可の事前協議において、流量計算を行い問題ないことを確認しています。また、汚水はP16用排水系統図を引き続きご覧ください。緑色の線で記入されていますが公共下水道に接続します。P8～10の断面図で示していますが、東側、南側、北側の既存水路の法面は法面保護、雑草防除のため張コンクリートを行います。なお、現耕作者、隣接耕作者にも本

条件での転用を理解していただき同意書をいただいています。
続いて資金調達計画です。

確認しており、その適正を確認しています。以上のことから転用行為を行うのに必要な資力及び信用があるものと考えます。

7番の農業公共投資についてですが、昭和54年～昭和62年に団体営土地改良総合整備事業が実施されています。団体営、つまり岩美町が実施していますので土地改良区はなく岩美町が所有しており、管理は関係集落が行っています。

8番の土地改良区以外のその他の関係権利者ですが、水利関係者としての同意を得ています。

最後に本案件については、10月11日に開催しました令和4年度第7回岩美町農業委員会総会において審議し、農地転用の許可基準に合致し、転用はやむを得ないと判断しております。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長

説明が終わりましたが、次の案件は本件の隣接地となります。続いて、説明いただき、一括して、現地調査の報告をお願い致します。

岩美町農委
事務局

引き続き、よろしく願いいたします。

それでは2件目の5条転用案件について説明をさせていただきます。まず概要ですが、鳥取市内の民間会社が岩美町浦富地内の田を売買により取得し、として転用を行うものです。

はじめに資料1ページをご覧ください。

申請のありました農地の所在は、
地目はすべて田です。

申請地の位置については、資料4ページの位置図をご覧ください。

さきほどご説明した農地の南側にあたります。

譲受人及び転用事業者は、

を行っている会社です。譲渡人は、
で権利の内容は、売買による所有権移転です。都市計画区分は、非線引き都市計画区域です。

以降については、「30aを超える事案説明資料」でご説明いたしますので資料2ページをご覧ください。

土地の所在については先ほどご説明した通りです。

2の現在の営農状況についてですが、申請地を含めて周辺はほ場整備された田で、現在は、認定農業者に貸し付けられ耕作されています。なお、現在の耕作者に向けては転用計画を検討され始めた1年ほど前から説明会を開催するなど説明をつくし今回の転用について理解をいただいた上で、同意書を取得しています。

次に転用目的ですが、としての転用です。必要性等については、申請地は

、今回転用計画している住宅用地としての環境に適していることから希望するものです。

次に5番の立地基準です。あわせて資料P5の中間図をご覧ください。

さい。農地区分は

なお、中間図には周辺農地のうち農振農用地を緑色で示しております。許可根拠については代替地なしです。(4) 番の代替地等にも記載しておりますが今回計画した規模の建築条件付き売買予定地を造成するために必要な広さがある土地は農地以外になく既存宅地と隣接していること、
、周辺環境において利便性の優れた土地であり土地所有者、及び耕作者の理解の得られた今回申請地の他に適当な土地はないものと考えております。

営農条件ですが、引き続きあわせて中間図をご覧ください。申請地を含めて周辺農地は、ほ場整備された農地となっています。申請地の

代替地については、さきほどご説明した通りです。

2ページに戻りまして、6番の一般基準として、まず他法令許可です。農振除外の手続きについては、9月2日付で中間告示を行い、10月16日までが異議申立期間となっておりますが異議がありませんでしたので本協議の準備中です。都市計画法第29条の開発行為許可申請は事前協議済みです。最後に法定外公共物占用許可をR4.10.3に許可済みです。こちらについては、P6の造成計画平面図とP9の関連区域構造図をご覧ください。P6造成計画平面図の中で「関連区域」と書いてある部分に関係する許可で、ここは、先ほど説明しました1件目の転用案件の商業地までつながる区画道路を整備するため農地と農地の間にある既存水路を横断します。そのための法定外公共物占用許可となります。P9には、水路を横断する部分の構造図を付けています。ボックスカルバートで既存水路をまたぎその上にアスファルト舗装をした道路を設置予定です。

規模の妥当性ですが、6ページの造成計画平面図をご覧ください。

その他は、区画道路、公園、ごみ置場となっております。利用計画の内容は適正であると考えられます。

2ページの6の3番、営農及び被害防除計画等の措置についてはP6～P8造成計画関係図面、P10～P12側溝関係図、P13、P14L型擁壁関係図、P15、16用排水系統図、をあわせてご覧ください。

P7,8の断面図で示していますが、申請地は76cm～1.19mの盛土造成を行い、東側、西側、北側にL型擁壁を設置し土砂の流出を防ぎます。

使用するL型擁壁の断面図等についてP14に掲載しておりますのでご確認ください。雨水は、P16の用排水系統図2をご覧ください。青い線で記載しています。申請地内に新設する道路側溝を通じて、南側に新設する道路側溝及び北側農地を挟んだ道路側溝へ放流します。使用する側溝についての断面図をP11、P12にのせておりますのでご確認ください。なお、雨水排水の流量については、開発行為許可の事前協議において流量計算を行い問題ないことを確認しています。

また、汚水はP16用排水系統図2を引き続きご覧ください。緑色の線で記入されていますが公共下水道に接続します。P7、P8の断面図で示していますが、北側、東側の既存水路の法面は法面保護、雑草防除のため張コンクリートを行います。なお、現耕作者、隣接耕作者にも本条件での転用を理解していただき同意書をいただいています。

す。
続いて2ページに戻りまして、資金調達計画です。

事業費 [REDACTED] で確認しており、その適正を確認しています。

以上のことから転用行為を行うのに必要な資力及び信用があるものと考えます。

7番の農業公共投資についてですが、昭和54年～昭和62年に団体営土地改良総合整備事業が実施されています。団体営、つまり岩美町が実施していますので土地改良区はなく岩美町が所有しており、管理は関係集落が行っています。

8番の土地改良区以外のその他の関係権利者ですが、水利関係者として [REDACTED] の同意を得ています。

最後に本案件については、10月11日に開催しました令和4年度第7回岩美町農業委員会総会において審議し、農地転用の許可基準に合致し、転用はやむを得ないと判断しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長

2件の説明が終わりました。
それではここで現地調査の報告を濱田委員からお願いします。

濱田委員

それでは現地調査の報告をいたします。

10月14日、八頭町横山委員と私、濱田で調査いたしました。岩美町役場会議室で詳細の内容説明の後に、現地を確認いたしました。この2件の転用につきましては、基準に基づき重層的に確認し問題ないと判断いたしましたので報告させていただきます。以上です。

議長

ありがとうございました。
ご質問等は一括してお受けしますので、次の案件、琴浦町から説明して下さい。

琴浦町農委
事務局

琴浦町農業委員会事務局の [REDACTED] と申します。本日はよろしく願いいたします。これより座ってご説明をさせていただきます。

それではお手元の資料2-3の1ページをご覧ください。30アールを超える事案の概要でございます。土地の所在等は、 [REDACTED]、計6筆、地目はすべて田、転用面積は9,813㎡です。4ページの位置図をご覧ください。申請地は [REDACTED]

1ページにお戻りください。転用計画の用途は [REDACTED]

権利内容は所有権移転の売買、立地基準の判定は、農地区分は第1種農地、区分決定根拠は集団農地、許可根拠規定は公益性が高い事業です。都市計画区分は非線引き都市計画区域内、利用状況調査に係る遊休農地の判定はなし、公共投資はあり、でございます。

続きまして、2ページの30aを超える事案説明資料をご覧ください。

1 土地の所在等は先ほどご説明いたしましたので割愛します。

2 現在の営農状況でございます。近隣は圃場整備された農地が広がっており、申請地も圃場整備済みです。6筆のうち5筆では昨年まで水稻やブロッコリーが作付されていましたが、収穫後は保全管理されています。残り1筆は休耕で、遊休農地の判定はありません。

の建設で、1期工事として土地造成工事が令和4年11月から令和5年3月まで、2期工事として施設建設工事が令和5年9月から令和6年7月までの計画です。

転用の必要性につきましては、5ページの間接図をご覧ください。

図面の左側に現況施設位置と表示していますが、がこの位置でございます。これらの施設は建設から40年以上経ち、老朽化が進み早期の建替えが必要となっております。また、は災害発生時の避難場所に指定されているため、万一の災害発生時、住民の多くはに架かる橋を渡って避難しなければなりません。地元の農地利用最適化推進委員によると、はおよそ60年前に氾濫して付近一帯が浸水したことがあり、住民は不安を感じているということです。このたび、地域に開かれた施設として町民の利用を図るとともに、地域住民が安心安全に避難できる環境を確保するため、を併設する形で移転新築することとなりました。

5 立地基準の(1)農地区分は第1種農地、区分決定根拠は、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内に位置していることから集団農地。(2)許可根拠規定は、本件農地転用の目的が公共の利益となる施設の建設であり、土地収用法その他の法律により土地を収用し、または使用することができる事業の場合に該当する「公益性が高い事業」でございます。(3)営農条件は、7ページの造成計画平面図をご覧ください。申請地の

で、現在拡幅工事実施中、に接しています。営農条件は良好です。2ページにお戻りください。(4)代替地等につきましては、用地選定の条件を①災害リスクのない安全な場所、②子どもの送り迎えに便利な場所、③施設、駐車場ともに十分なスペースが確保できる場所、④の場所とし、令和2年度からこども園の保護者や地域住民と町が協議を重ねました。その結果、9か所の候補地の中から、から遠く、の機能を併せ持つ施設整備に必要な条件を満たす土地が、本件申請地のみでございました。

6 一般基準の(1)他法令許認可については、農振法について、農用地区域からの除外手続が令和4年9月6日付で完了しています。

(2)規模の妥当性については、6ページの土地利用計画図をご覧ください。敷地の中央部分の複合施設は木造平屋建2,430㎡。建築部分以外の北側スペースは植栽(大きさの違う丸印で表示)、来客用駐車場70台分、南側は園庭や幼児用プール、植栽として利用します。この複合施設は普段は子どもや保護者、公民館利用者などが利用するほか、災害発生時には指定避難所として多くの地域住民を収容することとなります。またこども園や公民館の行事を開催する際は、路上駐車を避けるため十分な駐車スペースを確保する必要があります。こうしたことから施設整備規模に対し、事業面積は適切であると判断しました。(3)営農及び被害防除計画等の措置につきましては、7ページの造成計画平面図、8ページから13ペ

ージの造成計画断面図（１）から（６）をご覧ください。
表土は20cm掘削し、最高1.4mの盛土を行い、造成整地を行います。北側の駐車場部分はアスファルト舗装を行います。南側の園庭は芝を張り、南西はすべり台などの遊具を設置します。敷地の周囲には侵入防止用の高さ1.5mのフェンスを設置します。土留めについては7ページの造成計画平面図をご覧ください。敷地の東側は高さ80cmから140cmのL型擁壁、南側と西側、北側の一部は土羽を設置し、土砂の流出を防ぎます。18ページにはL型擁壁の構造図を添付しております。複合施設の高さは最高7.6mですが、南側隣接農地から20m、東側農地は排水路をはさんで4.5m、西側は[]をはさんで10m以上離れているため、隣接農地の日照、通風に支障はありません。敷地内の雨水排水は、14ページの雨水排水計画平面図をご覧ください。農業用排水路は赤線、農業用排水路は緑線、敷地内の排水施設は青線で表示しております。建物の雨水は、建物の尾根部分を境に南北の側溝に流下し、東側の11号集水桝を経由して排水路へ放流します。北側の駐車場部分の排水は、新設する自由勾配側溝に落とし、東側の1号集水桝を経由して排水路へ放流します。南側の園庭部分の排水は、青の点線で表示しておりますとおり、5m間隔に設置する暗渠排水管を経由して園庭北側に新設する自由勾配側溝に落とし、東側の10号集水桝を経由して排水路へ放流します。園庭南側の雨水排水は、浸透水を暗渠排水管により排水することを基本として、隣接農地に流入しないよう適切な対策を講じます。汚水については、15ページの汚水排水計画平面図、16ページの同断面図をご覧ください。汚水の流れは赤線でお示ししています。給水設備は北側の町道に敷設済みの琴浦町上水道管から引き込みを行います。また井戸ポンプを設置し、地下水をプール、芝生の散水、駐車場の融雪に利用します。屋内の汚水、プール水は、敷地内に設置する排水管、汚水桝を経由して、北側の町道に敷設済みの琴浦町公共下水道に接続し処理します。17ページには側溝や集水桝等の構造図を添付しております。通作、かんがい水への影響については、通作路は既存の県道、農道が通行できるため影響はありません。農業用の排水路、排水路は既存のものをそのまま利用するため、周辺農地の営農の妨げにはなりません。なお、南側隣接農地の耕作者からは、転用事業について承諾する旨の同意書が添付されています。

2ページの説明に戻ります。（４）資金調達計画につきましては、

[]、令和4年度琴浦町一般会計歳入歳出予算書の原本証明により確認。2期工事の建築費については令和5年度当初予算要求書により確認しております。内訳は、

[]（５）農地復元の担保については該当ありません。3ページをお開きください。7農業公共投資について（１）事業名は、同和対策農業経営基盤整備事業、（２）事業期間は、昭和48年度から昭和52年度、（３）土地改良区等の意見、調整状況については、[]同意済みでございます。土地改良区以外のその他の関係権利者については、該当ありません。9農業委員会の意見及び審議の概要につきましては、10月7日に開催した琴浦町農業委員会総会で審議を行い、老朽化している[]を統合し、町

民に開かれた施設として利用促進を図るとともに、災害被害の危険性を回避するための移転新築に係る申請であり、周辺には申請地以外に事業目的が達成可能な土地は認められない。立地基準、一般基準ともに要件を満たしていることから、許可相当と判断するという結果でした。以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。
それでは現地調査の報告を北栄町永田委員からお願いします。

永田委員

はい、北栄町の永田です。去る10月14日、湯梨浜町長谷川会長とともに現地調査に赴きました。当日は、役場赤碓分庁舎で詳細説明を受け、その後、現地には赴き確認をいたしました。申請地につきましては、説明があったとおり、北側、西側は道路に面し、南側の農地との接続が気になるころでしたが、南側は現況、畑地で苗田のような形で利用されており、本転用で営農に支障が出るようなことはないだろうと確認いたしました。地元の方との協議も重ねられて、申請地を選定されたとのことで、地元の営農との調和も取れていると確認いたしました。以上、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。それでは3件の案件の説明、現地調査の報告も終わりました。
皆さんからご質問をお願いします。はい、石委員どうぞ。

石委員

岩美町の案件ですが、申請者は違っていますが、一つの集団地を利用されるということで、現在の土地利用について、担い手の方、認定農業者がされていると思いますが、一人の方がやられているのか、それと経営規模はどうか、教えていただきたい。

岩美町農委
事務局

現在、4人の認定農業者の方が営農されております。経営規模は、15haの方が1名、30ha規模の方が2名、40ha規模の方が1名以上です。

議 長

他にご質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

議 長

それでは、お諮りします。
まず、岩美町の2件について、異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。それでは異議なしといたします。
次に、琴浦町の案件について、異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。それでは異議なしといたします。

<p>6 情報提供 議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>情報提供について、 (1) 都道府県農業会議会長会議について 事務局説明して下さい。</p> <p>(別紙、資料により説明)</p> <p>皆さんからご質問をお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>(2) 令和5年度農林水産予算の概算要求について 事務局説明して下さい。</p> <p>(別紙、資料により説明)</p> <p>皆さんからご質問をお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>7 その他 議 長</p> <p>事務局</p>	<p>その他として皆さんから何かございますか。</p> <p>(次回11月の開催等について説明等)</p>
<p>8 閉 会 議 長</p>	<p>それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (午前11時22分)</p>